

三次市教育委員会議案第41号

三次市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成30年3月27日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）

三次市教育委員会事務決裁規程（平成16年三次市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前条」を「前項」に改める。

第6条中「課長限り」を「課長又は係長限り」に、「主務課長専決事項」を「主務課長又は係長専決事項」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。